

○保育認定（３号）保育料徴収基準額表

令和 7 年 9 月 1 日現在

保育料表の上段は保育標準時間、下段の（）内は保育短時間の保育料です。

単位：円

階 層 区 分			3 号 認 定	第 1 子	第 2 子	
			3 歳 未 満 児	(30%軽減)	(50%軽減)	
第 1	生活保護世帯		0	0	0	
第 2	市民税	要保護世帯	0	0	0	
第 3	非課税世帯	上記以外	0	0	0	
第 4	市民税 均等割のみ 課税世帯	要保護世帯等	7,500 (7,400)	5,250 (5,180)	0 0	
第 5		上記以外	16,500 (16,300)	11,550 (11,410)	8,250 (8,150)	
第 6	市民税 所得割 課税額	48,600 円 未 満	要保護 世帯等	7,500 (7,400)	5,250 (5,180)	0 0
第 7			上記 以外	18,000 (17,700)	12,600 (12,390)	9,000 (8,850)
第 8		77,101 円 未 満	要保護 世帯等	7,500 (7,400)	5,250 (5,180)	0 0
			上記 以外	28,500 (28,100)	19,950 (19,670)	14,250 (14,050)
第 9		97,000 円未 満		28,500 (28,100)	19,950 (19,670)	14,250 (14,050)
第 10		169,000 円未 満		40,000 (39,400)	28,000 (27,580)	20,000 (19,700)
第 11		301,000 円未 満		51,000 (50,200)	35,700 (35,140)	25,500 (25,100)
第 12		301,000 円以上		67,000 (66,000)	46,900 (46,200)	33,500 (33,000)

【多子軽減（富津市独自）】

令和 7 年 9 月から、兄・姉の年齢にかかわらず以下のとおりとなりました。

第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
3 0 % 軽 減	5 0 % 軽 減	無 料

※要保護世帯等にあつては、市民税所得割額が 77,101 円未 満の場合、第 2 子無料。

【公立保育所の延長保育料】

保育必要量	区分	実施時間	実施保育所
保育標準時間	平日	18：30～19：00	中央保育所
	土曜日	12：30～18：30	飯野保育所 中央保育所
保育短時間	平日	7：30～8：30 16：30～18：30	全ての保育所
		18：30～19：00	中央保育所
	土曜日	7：30～8：30	全ての保育所
		12：30～18：30	飯野保育所 中央保育所

上表の時間に延長して保育を受けるときは、下表のとおり延長保育料がかかります。

区分	単位	保育料（月額）	
		3歳未満児	3歳以上児
平日	30分	600円	250円
土曜日	1時間	250円	100円

※生活保護受給世帯、市民税非課税世帯のうち要保護世帯等のいずれかに該当する場合は、無料です。

※平日に30分未満の端数が生じたときは、その端数を30分と、土曜日に1時間未満の端数が生じたときは、その端数を1時間とします。